

静岡市発注工事における I C T 活用工事の推進に関する試行方針

1 I C T 活用を推進する工種

国土交通省における I C T の全面的な活用推進への取組状況を踏まえ、現場の生産性向上を図るために静岡市が発注する建設工事において、以下のとおり I C T 活用の推進を図るものとする。

なお、運用にあたっては、別に定める試行要領により実施するものとする。

1-1 I C T 活用を推進する工事

静岡市建設局発注工事における、下記の工種とする。

(1) 土工（当該工種の I C T 活用工事を「I C T 土工」という。）

- ・河川土工、道路土工
- ・作業土工（床掘）

(2) 舗装工（当該工種の I C T 活用工事を「I C T 舗装工」という。）

- ・舗装工

(3) 地盤改良工（当該工種の I C T 活用工事を「I C T 地盤改良工」という。）

- ・安定処理工（バックホウ混合）
- ・中層混合処理工

(4) 法面工（当該工種の I C T 活用工事を「I C T 法面工」という。）

- ・植生工
- ・吹付工（コンクリート、モルタル）

(5) 付帯構造物設置工（当該工種の I C T 活用工事を「I C T 付帯構造物設置工」という。）

- ・コンクリートブロック工
- ・擁壁工（重力式擁壁、L型擁壁等）
- ・側溝工（プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝等）
- ・縁石工 など

2 実施体制

I C T の全面的な活用の推進にあたっては、静岡市が一体となって取り組む体制を整備し、I C T の全面的な活用の推進のための各技術に関する試行要領、積算方法など必要な事項について、発注担当課へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

3 I C T 活用の推進を図るための措置

3-1 I C T 活用工事

3-1-1 土工・舗装工・地盤改良工・法面工・付帯構造物設置工

I C T 活用工事とは、次に示す全ての施工プロセスにおいて I C T を活用する工事である。

また、(1)～(5)の一部の段階で I C T を活用する工事を部分的 I C T 活用工事という。（表1）

【土工・舗装工・地盤改良工・法面工・付帯構造物設置工の施工プロセスの各段階】

(1)起工測量

- (2) 3次元設計データ作成
- (3) I C T建設機械による施工
- (4) 出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

ただし、法面工・付帯構造物設置工は、I C T建設機械による施工を除く。

3－1－2 実施手続及び必要な経費の計上

静岡市発注工事においては、原則、公告文等で I C T活用工事の適用対象とすることを明示する。
I C T活用工事を実施する場合、必要な経費を計上する。

3－1－3 工事成績評定における評価

I C T活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点評価するものとする。

4 I C T活用の推進のための当面の留意点

I C T活用の推進にあたって、受注者が円滑に I C Tを導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

4－1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

I C T活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することが I C T活用の円滑な推進のために必要である。

このため、I C T活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を職員に周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

4－2 研修等の実施

関係者が一体となって I C T活用の推進に取り組むため、研修や講習会等を実施する。

表1 I C Tの活用区分について（土工・舗装工・地盤改良工共通）

施工プロセス区分	I C T 活用	部分的 I C T活用				
		I型	II型	III型	IV型	V型
(1) 3次元起工測量	○	○			○	
(2) 3次元設計データ作成	○	○	○	○	○	○
(3) I C T建設機械による施工	○	○	○	○		
(4) 3次元出来形管理等の施工管理	○		○		○	○
(5) 3次元データの納品	○	○	○	○	○	○

(1) (2) (3) : 経費を計上する (4) (5) : 経費は間接費に含まれることから別途計上しない

令和2年4月1日施行